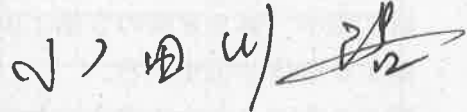


つくばみらい市規則第20号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和5年3月30日

つくばみらい市長



地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成18年つくばみらい市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第9条の2中「再任用短時間勤務職員等」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に、「再任用短時間勤務職員の」を「定年前再任用短時間勤務職員の」に改める。

第11条各号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第11条の2第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。第3項において同じ。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第11条の3中「第28条の5第1項又は第28条の5第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

第11条の4中「次の各号に掲げる率」を「当該各号に定める率」に改め、同条第1号及び第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第13条第1項及び第15条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第3の26の項から28の項までの規定中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(つくばみらい市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 つくばみらい市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年つくばみらい市規則第12号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(つくばみらい市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第3条 つくばみらい市職員の育児休業等に関する規則（平成22年つくばみらい市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第2条第3号ア（イ）」を「第2条第4号ア（イ）」に改める。

（つくばみらい市就業規則の一部改正）

第4条 つくばみらい市就業規則（平成18年つくばみらい市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第10条第5項を削る。

第10条の2を次のように改める。

（定年前再任用短時間勤務職員の給料）

第10条の2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第8条の2の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額、つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第24号）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第10条の3中「第12条」を「第12条の2」に、「別表第4」を「別表第4」に、「とする」を「とし、初任給等規則第12条の2第1項に規定する降格時号給対応表は別表第5に定める昇格時号給対応表によるものとする」に改める。

附則に次の2項を加える。

（定年の引上げに伴う給与に関する特例措置）

5 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第8条の2の規定により当該職員の属する職務の級並びに第10条第1項及び第3項並びに第11条第2項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

6 前項に規定するもののほか、つくばみらい市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年つくばみらい市条例第23号）による改正前のつくばみらい市職員の定年等に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第19号）第3条の規定に基づく定年の引上げに伴う給与に関する特例措置については、一般職の職員の例による。

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5 降格時号給対応表（第10条の3関係）

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級

1	3 7	9	2 9	1 7
2	3 8	1 0	3 0	1 8
3	3 9	1 1	3 1	1 9
4	4 0	1 2	3 2	2 0
5	4 1	1 3	3 3	2 1
6	4 2	1 4	3 4	2 2
7	4 3	1 5	3 5	2 3
8	4 4	1 6	3 6	2 4
9	4 5	1 7	3 7	2 5
1 0	4 6	1 8	3 8	2 6
1 1	4 7	1 9	3 9	2 7
1 2	4 8	2 0	4 0	2 8
1 3	4 9	2 1	4 1	3 0
1 4	5 0	2 2	4 2	3 2
1 5	5 1	2 3	4 3	3 4
1 6	5 2	2 4	4 4	3 6
1 7	5 3	2 5	4 5	3 8
1 8	5 4	2 6	4 6	4 0
1 9	5 5	2 7	4 7	4 2
2 0	5 6	2 8	4 8	4 4
2 1	5 7	3 0	4 9	4 5
2 2	5 8	3 2	5 0	4 6
2 3	5 9	3 4	5 1	4 7
2 4	6 0	3 6	5 2	4 8
2 5	6 1	3 7	5 3	5 1
2 6	6 2	3 8	5 4	5 4
2 7	6 3	3 9	5 5	5 7
2 8	6 4	4 0	5 6	6 0
2 9	6 5	4 1	5 7	6 2
3 0	6 6	4 2	5 8	6 4
3 1	6 7	4 3	5 9	6 6
3 2	6 8	4 4	6 0	6 8
3 3	6 9	4 5	6 1	7 1
3 4	7 0	4 6	6 2	7 4
3 5	7 1	4 7	6 3	7 7
3 6	7 2	4 8	6 4	8 0
3 7	7 3	4 9	6 5	8 7

38	74	50	66	94
39	75	51	67	101
40	76	52	68	101
41	77	54	69	101
42	78	56	70	101
43	79	58	71	101
44	80	60	72	101
45	82	61	73	101
46	84	62	74	101
47	86	63	75	101
48	88	64	76	101
49	90	65	77	101
50	92	66	78	101
51	94	67	79	101
52	96	68	80	101
53	98	71	81	101
54	100	74	82	101
55	102	77	83	101
56	107	80	84	101
57	112	82	85	101
58	117	84	86	101
59	121	86	87	101
60	121	88	88	101
61	121	91	90	101
62	121	94	92	101
63	121	97	94	101
64	121	100	96	101
65	121	105	98	101
66	121	110	100	101
67	121	115	102	101
68	121	121	104	101
69	121	127	105	101
70	121	133	106	
71	121	137	107	
72	121	137	108	
73	121	137	110	
74	121	137	112	

75	1 2 1	1 3 7	1 1 4	
76	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
77	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
78	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
79	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
80	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
81	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
82	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
83	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
84	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
85	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
86	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
87	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
88	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
89	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
90	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
91	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
92	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
93	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
94	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
95	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
96	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
97	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
98	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
99	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
100	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
101	1 2 1	1 3 7	1 3 3	
102	1 2 1	1 3 7		
103	1 2 1	1 3 7		
104	1 2 1	1 3 7		
105	1 2 1	1 3 7		
106	1 2 1	1 3 7		
107	1 2 1	1 3 7		
108	1 2 1	1 3 7		
109	1 2 1	1 3 7		
110	1 2 1	1 3 7		
111	1 2 1	1 3 7		

1 1 2	1 2 1	1 3 7		
1 1 3	1 2 1	1 3 7		
1 1 4	1 2 1	1 3 7		
1 1 5	1 2 1	1 3 7		
1 1 6	1 2 1	1 3 7		
1 1 7	1 2 1	1 3 7		
1 1 8	1 2 1	1 3 7		
1 1 9	1 2 1	1 3 7		
1 2 0	1 2 1	1 3 7		
1 2 1	1 2 1	1 3 7		
1 2 2	1 2 1	1 3 7		
1 2 3	1 2 1	1 3 7		
1 2 4	1 2 1	1 3 7		
1 2 5	1 2 1	1 3 7		
1 2 6	1 2 1	1 3 7		
1 2 7	1 2 1	1 3 7		
1 2 8	1 2 1	1 3 7		
1 2 9	1 2 1	1 3 7		
1 3 0	1 2 1	1 3 7		
1 3 1	1 2 1	1 3 7		
1 3 2	1 2 1	1 3 7		
1 3 3	1 2 1	1 3 7		
1 3 4	1 2 1			
1 3 5	1 2 1			
1 3 6	1 2 1			
1 3 7	1 2 1			

(つくばみらい市職員の給与に関する規則の一部改正)

第5条 つくばみらい市職員の給与に関する規則（平成18年つくばみらい市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第6条の2の次に次の1条を加える。

（条例附則第11項の規定の適用を受ける職員の支給額）

第6条の3 条例附則第11項の規定の適用を受ける職員に対する第6条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

第30条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第43条第2項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改める。

第46条の2中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員（法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）」に改める。

第68条第2号中「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第70条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第86条中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第86条の2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の2項を加える。

（条例附則第11項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額）

4 条例附則第11項の規定の適用を受ける職員に対する第66条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

（条例附則第11項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等の給料月額の特例計算）

5 育児休業条例附則第6項の規定により読み替えられた条例附則第11項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等について、同項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。

（つくばみらい市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正）

第6条 つくばみらい市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成18年つくばみらい市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第10項」を「第9項」に改める。

第12条を次のように改める。

（降格）

第12条 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の人事評価の結果又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

3 職員から書面による同意を得た場合には、第1項の規定により当該職員を降格させることができる。

第12条の次に次の1条を加える。

（降格の場合の号給）

第12条の2 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て、その者の号給を決定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

第13条第2項中「前2条」を「第11条及び前条」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7 降格時号給対応表（第12条の2関係）

行政職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	33	17	17	9	9	13
2	33	18	18	10	10	14
3	33	19	19	11	11	15
4	34	20	20	12	12	16
5	35	21	21	13	13	17
6	36	22	22	14	14	18
7	37	23	23	15	15	19
8	39	24	24	16	16	20
9	40	25	25	17	17	21
10	42	26	26	18	18	22
11	43	27	27	19	19	23
12	44	28	28	20	20	24
13	45	29	29	21	21	25
14	46	30	30	22	22	26
15	47	31	31	23	23	27
16	48	32	32	24	24	28
17	49	33	33	25	25	29
18	50	34	34	26	26	30
19	51	35	35	27	27	31
20	52	36	36	28	28	32



2 1	5 3	3 7	3 7	2 9	2 9	3 4
2 2	5 4	3 8	3 8	3 0	3 0	3 6
2 3	5 5	3 9	3 9	3 1	3 1	3 8
2 4	5 6	4 0	4 0	3 2	3 2	4 0
2 5	5 9	4 1	4 1	3 3	3 3	4 2
2 6	6 2	4 2	4 2	3 4	3 4	4 4
2 7	6 5	4 3	4 3	3 5	3 5	4 6
2 8	6 8	4 4	4 4	3 6	3 6	4 8
2 9	7 0	4 5	4 5	3 7	3 7	5 2
3 0	7 2	4 6	4 6	3 8	3 8	5 6
3 1	7 4	4 7	4 7	3 9	3 9	6 7
3 2	7 6	4 8	4 8	4 0	4 0	8 0
3 3	7 8	4 9	4 9	4 1	4 1	8 2
3 4	8 0	5 0	5 0	4 2	4 2	8 4
3 5	8 0	5 1	5 1	4 3	4 3	8 5
3 6	8 4	5 2	5 2	4 4	4 4	8 5
3 7	8 6	5 3	5 3	4 5	4 5	8 5
3 8	8 8	5 4	5 4	4 6	4 6	8 5
3 9	9 0	5 5	5 5	4 7	4 7	8 5
4 0	9 2	5 6	5 6	4 8	4 8	8 5
4 1	9 3	5 8	5 7	4 9	5 0	8 5
4 2	9 3	6 0	5 8	5 0	5 2	8 5
4 3	9 3	6 2	5 9	5 1	5 4	8 5
4 4	9 3	6 4	6 0	5 2	5 6	8 5
4 5	9 3	6 6	6 3	5 3	5 8	8 5
4 6	9 3	6 8	6 6	5 4	6 0	8 5
4 7	9 3	7 0	6 9	5 5	6 2	8 5
4 8	9 3	7 2	7 2	5 6	6 4	8 5
4 9	9 3	7 6	7 5	5 7	6 6	8 5
5 0	9 3	8 0	7 8	5 8	7 6	8 5
5 1	9 3	8 4	8 1	5 9	8 8	8 5
5 2	9 3	8 8	8 4	6 0	9 2	8 5
5 3	9 3	9 3	8 8	6 1	9 3	8 5
5 4	9 3	9 8	9 2	6 2	9 3	8 5
5 5	9 3	1 0 3	9 7	6 3	9 3	8 5
5 6	9 3	1 0 9	1 0 2	6 4	9 3	8 5
5 7	9 3	1 1 5	1 0 7	6 5	9 3	8 5

58	93	121	112	66	93	85
59	93	125	113	67	93	85
60	93	125	113	68	93	85
61	93	125	113	69	93	85
62	93	125	113	70	93	
63	93	125	113	71	93	
64	93	125	113	72	93	
65	93	125	113	73	93	
66	93	125	113	74	93	
67	93	125	113	75	93	
68	93	125	113	80	93	
69	93	125	113	85	93	
70	93	125	113	88	93	
71	93	125	113	89	93	
72	93	125	113	90	93	
73	93	125	113	91	93	
74	93	125	113	92	93	
75	93	125	113	93	93	
76	93	125	113	93	93	
77	93	125	113	93	93	
78	93	125	113	93	93	
79	93	125	113	93	93	
80	93	125	113	93	93	
81	93	125	113	93	93	
82	93	125	113	93	93	
83	93	125	113	93	93	
84	93	125	113	93	93	
85	93	125	113	93	93	
86	93	125	113	93		
87	93	125	113	93		
88	93	125	113	93		
89	93	125	113	93		
90	93	125	113	93		
91	93	125	113	93		
92	93	125	113	93		
93	93	125	113	93		
94	93	125				

95	93	125				
96	93	125				
97	93	125				
98	93	125				
99	93	125				
100	93	125				
101	93	125				
102	93	125				
103	93	125				
104	93	125				
105	93	125				
106	93	125				
107	93	125				
108	93	125				
109	93	125				
110	93	125				
111	93	125				
112	93	125				
113	93	125				
114	93					
115	93					
116	93					
117	93					
118	93					
119	93					
120	93					
121	93					
122	93					
123	93					
124	93					
125	93					

(つくばみらい市職員の再任用に関する規則の廃止)

7条 つくばみらい市職員の再任用に関する規則（平成18年つくばみらい市規則第19号）は、廃止する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。
- (5) 令和4年改正条例 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年つくばみらい市条例第22号）をいう。
- (6) 育児休業法 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）をいう。

（つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第3条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第1条の規定による改正後のつくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）及び第3項の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第1条の規定による改正後のつくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第9条の2、第11条、第11条の2第1項（第1号に係る部分に限る。）、第11条の4、第13条第1項及び第15条第2項並びに別表第3の規定を適用する。

3 暫定再任用短時間勤務職員に対する第1条の規定による改正後のつくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条の3の規定の適用については、同条中「又は第22条の5第1項」とあるのは、「若しくは第22条の5第1項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）第6条第1項若しくは第2項若しくは第7条第1項若しくは第3項」とする。

（つくばみらい市就業規則の一部改正に伴う経過措置）

第4条 暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用されるつくばみらい市就業規則第9条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同規則第8条の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再

任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用されるつくばみらい市就業規則第9条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同規則第8条の2の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 つくばみらい市就業規則第10条、第10条の3及び第11条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(つくばみらい市職員の給与に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第5条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後のつくばみらい市職員の給与に関する規則第86条及び第86条の2の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後のつくばみらい市職員の給与に関する規則第46条の2、第68条及び第70条の規定を適用する。

3 令和4年改正条例附則第5条第2項の規定は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。

4 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

(1) 暫定再任用短時間勤務職員 令和4年改正条例附則第5条第3項

(2) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 令和4年改正条例附則第5条第2項(前項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた令和4年改正条例附則第5条第1項